

徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金 FAQ

○共通事項

番号	質問	回答
1	申請期間はいつまでですか。	申請期間は、令和6年1月29日までとなります。 各補助金交付要綱で定める工事の着工前に申請が必要です。
2	工事請負契約等を締結している必要がありますか。	申請前に工事請負契約等を締結している必要があります。 令和6年4月2日以降の契約が本補助金の対象となります。ただし、工事の着工前に申請が必要で
3	他の補助事業と併用ができますか。	国費を財源とする同一の補助対象設備に対する補助事業と併用できません。
4	実績報告時に提出が必要な「領収書の内訳」とはどのようなものか。	領収書に記載の金額の「内訳」が確認できる書類です。申請時にご提出いただいた見積書の内容から変更がなければ、見積書と同様の内容を「領収書の内訳」とし、ご提出ください。
5	徳島県内に住所を有している等は、どのように確認するのか。	住民票に記載の住所で確認させていただきます。
6	書類に印鑑は必要ですか。	印鑑は不要ですが、誓約書のみ自筆が必要です。 なお、その他の書類は電子で作成しても差し支えございません。
7	申請書類はどこで入手できますか。	県ホームページからダウンロードできます。 URL : https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kurashi/shizen/7241363/
8	申請書類は何部提出したいですか。	1部御提出ください。県で複写はしませんので、申請者で控えを保持したい場合は、申請前に御自身で複写をお願いいたします。
9	書類はどこに提出したいですか。	下記まで持参又は郵送にてご提出をお願いします。 徳島県生活環境部サステナブル社会推進課脱炭素推進室 〒770-8570 徳島県徳島市万代町1-1 徳島県庁4階
10	書類の提出は郵送のみですか。	郵送又は持参で御提出をお願いいたします。
11	納税証明書についてはどこでもらえますか。	いずれも【令和5年度】のものをご提出ください。 ①「都道府県税」→県税局、各県民局 「県税（特別法人事業税及び地方人特別税を含む）すべてに未納がないことの証明」（※交付申請の証明事項は「7番」を選択し、提出） ----- 参考：「 県税すべてに未納がないことの証明書 」の交付申請について ----- ②「国税（所得税、消費税及び地方消費税）」→税務署 「所得税」「消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書」（※交付請求書の証明書の種類は、「その3」の「所得税」「消費税及び地方消費税」を選択し、提出） 国税については、「電子」で納税証明書も発行できます。積極的に御活用ください。 ----- 参考 <県税の納税証明書の交付先> https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kurashi/zeikin/2016011500123/ <交付請求手続き> https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm <税務署所在地（徳島県）> https://www.nta.go.jp/about/organization/takamatsu/location/tokushima.htm -----
12	納税証明書は原本の提出が必要ですか。	必ず原本を提出してください。
13	財産処分承認申請書は必要ですか。	取得した財産について、譲渡等の処分行為を行う場合、必要となります。
14	工事の完了が令和7年1月31日を超える場合でも、補助は認められますか。	令和7年1月31日までに工事を完了し、代金の支払を完了しているものが補助対象となります。

○ZEH+補助事業

番号	質問	回答
1	新築・既築どちらも対象になりますか。	新築住宅が対象となります。
2	建売住宅は対象となりますか。	対象となりません。注文住宅のみが対象となります。
3	県が実施する太陽光発電設備の補助と併用ができますか。	県が実施する「徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金（太陽光発電設備・蓄電池補助）」との併用はできません。
4	国のZEHに関する補助金と併用ができますか。	併用できません。例として、国土交通省実施の「子育てエコホーム支援事業」や環境省実施の「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスZEH補助金」とは併用できません。
5	市町村が実施するZEHに関する補助と併用ができますか。	市町村が実施する補助金に国費が財源として使われていなければ、併用可能です。 市町村の補助金の財源については、市町村へ直接お問合せをお願いします。
6	ZEH+で交付対象となる設備の経費はどのようなものがあるか。	高断熱外皮（断熱材、窓及びガラス）、空調設備、給湯設備及び換気設備が対象の設備となります。 様式1-3の「設備欄」に「補助対象設備」の金額を御記入ください。金額の内訳がわかるように、 見積書の項目に印をつけるか、備考欄への記載をお願いします。 詳細は県ホームページ「 ZEH+導入設備 」から御確認ください。
7	ZEH+において、どのような設備を導入すればよいか。	補助対象となる設備のほか、太陽光発電設備やHEMS（エネルギー計測機器）の導入が必要となります。 詳細は県ホームページ「 ZEH+導入設備 」から御確認ください。
8	補助対象設備が故障した際は処分制限がかかるか。	故障した場合も財産処分の制限がかかりますので、県からの承認を受けなければ、廃棄はできません。なお、補助金の返還については、廃棄した後、自己負担により同等の設備を設置する等、交付条件を継承し、利用を継続する場合には、交付金返還の必要はございません。
9	補助金の交付決定前に「基礎工事」や「浄化槽の工事」、「土地改良工事」を行うことは可能か。	本補助金の補助対象外である「基礎工事」や「浄化槽の工事」等であれば、交付金の交付決定前に着工しても差し支えありません。様式1-2「実施計画書」等においては、本工事（棟上げ以降の補助対象工事）の着工日の記載をお願いします。
10	ZEH+補助事業において、売電を余剰電力方式で行う場合、FIT・FIP制度の認定を取得してもよいか。	ZEH+補助事業については、FIT等の利用制限はないため、取得可能です。 ただし、太陽光発電・蓄電池補助事業においては、FIT・FIPの取得は出来ません。

○太陽光発電設備・蓄電池補助事業

番号	質問	回答
1	新築・既築どちらも補助対象になりますか。	既築のみが補助対象となります。
2	既築住宅とは、どのような住宅になりますか。	申請時点で建築されている住宅が「既築住宅」となります。 また、申請者自身が既築住宅に現に居住していることが確認できる書類（住民票等）を申請時に提出していただく必要があります。 今後、建設を予定している住宅は新築扱いとなり、対象外です。
3	店舗併用住宅は補助対象となりますか。	補助対象外です。
4	太陽光発電設備(自家発電型)の定義は何ですか。	当事業でいう太陽光発電設備(自家発電型)とは、発電した電力の30%以上(年平均)を住宅で自家消費する設備のことをいいます。
5	太陽光発電設備の設置場所は住宅の屋根上のみであり、倉庫の屋根等には設置できない	設置場所は住宅の同一敷地内であれば、屋根等に限定するものではありません。 ただし、申請者自身が居住する住宅において、自家消費する必要があります。
6	FIT・FIPの認定を取得しないことが補助要件になっていますが、余った電力は売電できないということでしょうか。	自家消費率が30%以上の状態であれば、FIT・FIP以外による売電は可能です。
7	先に設備を設置していると補助金はもらえないのですか。	新規に太陽光発電設備・蓄電池を購入および設置する方が対象となりますので、既に設置されたものは補助対象外となります。 なお、太陽光発電設備・蓄電池の工事着工は、交付決定日以降としていただく必要があります。
8	ソーラーカーポートは補助対象となりますか。	一体型ソーラーカーポートは補助対象外です。 既設のカーポート上に太陽光発電設備を新規に設置する場合は、補助対象となります。
9	蓄電池のみの申請は可能ですか。	蓄電池のみの申請はできません。本補助事業で導入する太陽光発電設備の付帯設備である必要があります。
10	導入を予定する蓄電池の価格（円/kWh）で要件はありますか。	蓄電池は15.5万円/kWh（工事費込み・税抜き）を超えないものに限り補助対象となります。（交付上限額は25.8万円）
11	太陽光発電設備等の電力変換装置（パワーコンディショナー）が、蓄電システムの電力変換装置と一体型（ハイブリッド）の蓄電システムであった場合、蓄電池単価（15.5万円/kWh）の算定にあたって、気をつける点はありますか。	太陽光発電設備等の電力変換装置（パワーコンディショナー）が蓄電システムの電力変換装置と一体型（ハイブリッド）の蓄電システムの場合、ハイブリッド部分のうち蓄電システム以外の電力変換に寄与する部分（蓄電池システムに含まれる太陽光発電設備等の電力変換装置）に係る経費分を控除することができます。 なお、蓄電システムに係る部分のみを切り分けることができない場合は、電力変換装置の定格出力（系統側）1kWあたり2万円を控除できます。（定格出力の小数点第2位以下切り捨て） また、系統連系保護装置等の認証で蓄電池による逆潮流機能を有する場合は、上記とは別に電力変換装置の定格出力（系統側）1kWあたり1万円を控除することができます。（定格出力の小数点第2位以下切り捨て）
12	「様式1-2 太陽光発電設備・蓄電池補助事業に係る事業実施計画書」の4（2）蓄電システムの電力変換装置の種類を選択する際の注意について	一体型（ハイブリッド）もしくは専用のどちらかを選択するようになっていますが、これは上記FAQ11のとおり、太陽光発電設備の電力変換装置と蓄電システムの電力変換装置とが一体（ハイブリッド）となっており、電力変換装置の経費を太陽光発電設備と蓄電システムのどちらに経費を切り分けるべきか困難な場合において、一定の金額（2万円/kW）を蓄電池システムの経費から控除することができるようにすることを目的に設けたものです。 そのため、蓄電システムの電力変換装置が太陽光発電設備の電力変換装置と一体（ハイブリッド）の場合においては一体型（ハイブリッド）を選択していただき、一体型でない場合は専用を選択するようにしてください。 なお、一体型（ハイブリッド）に該当するかどうかについては、環境共創イニシアチブのホームページで確認することができますのでご確認ください。（ https://zehweb.jp/registration/battery/ ）